

会 議 録

1 会議名

令和2年度第10回春日区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 報告事項（公開）

① 公立保育園の民間移管について

② 意見書に対する対応について

(2) 協議事項（公開）

① 地域活動支援事業の募集・審査・採択に係る基準等について

1) 本日の進め方の説明

2) グループワーク

3 開催日時

令和2年12月8日（火）午後6時30分から午後7時35分まで

4 開催場所

上越市市民プラザ 第2会議室

5 傍聴人の数

2人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：阿部一博、石田秀雄、板垣勝雄、市川 優、太田一巳（会長）、岡本重孝、齊藤洋一、白濱昭博、田中裕子（副会長）、谷 健一、藤田晴子、本多俊雄、丸山佳子、山田 孝、吉田 実（副会長）、吉田義昭、鷺澤和省、渡邊康子、渡部忠行（欠席1人）

・市 保 育 課：小山課長、丸山施設配置適正化係長

・事務局：中部まちづくりセンター 本間センター長、藤井係長、山崎主事

8 発言の内容（要旨）

【藤井係長】

・会議の開会を宣言

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

【太田会長】

- ・挨拶
- ・11月25日に開催された地域協議会会長会議について報告

【藤井係長】

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長が議長を務めることを報告

【太田会長】

- ・会議録の確認：藤田委員に依頼

次第3議題「(1) 報告事項」の「① 公立保育園の民間移管について」に入る。この案件は、本年6月開催の第2回地域協議会にて報告があった「公立保育園の民間移管」について、諮問を行う前に、移管に向けた協議や調整について情報提供するものである。保育課より説明を求める。

【保育課 小山課長】

- ・挨拶
- ・資料1に基づき説明

【太田会長】

今ほどの説明に質疑を求める。

【谷委員】

合同・引継保育に当たって、現在の市の保育士はどのような身分で今後の移管に入っていくのか教えてほしい。

【保育課 小山課長】

市の職員については、基本的に民間移管後は、他の公立保育園に移る予定になっている。今働いている会計年度任用職員については、引き続き雇用を継続する予定になっている。

【太田会長】

他に質問等あるか。

【吉田 義昭委員】

保育サービスは変わらないとの説明があったが、公営から民営化するメリットとい

うか、市にとってどのようなメリットがあるのか教えてほしい。

次に、民営化後は、市の職員の身分で働いている人が、出向というかたちで身分制度がそのまま継続していくのか、それとも一旦打ち切り、新たな保育園の体制の中で賃金ベースが決まっていくのか教えてほしい。

【保育課 小山課長】

最初に、市が公立保育園から私立保育園に移管することのメリットについてである。

現在、私立保育園では様々な保育活動が行われている。土日・年末年始も含む 365 日保育の実施や、早朝 7 時から始めている保育園もある。また、体操教室や英語教育、マーチング等といった特色のある保育サービスを提供している保育園もある。そのため、市が行うよりも提供サービスが広がることになれば、保護者の選択肢が広がるということもある。それが民間移管する 1 つの理由になる。

また、市としても、私立にすることによって、財政負担が若干軽減されることになる。負担が軽減された分は、他の子育て施策・事業に振り向けることができ、子育て支援が充実していくと思っている。

次に職員についてである。基本的に令和 3 年度は、園ごとに民間からの出向職員 8 人と、市の職員と一緒に保育を行う合同・引継保育を 1 年間実施する。令和 4 年度には、基本的にその 8 人が残り、公立の職員として働いていた保育士が引き払ったうえで、移管先の職員が入る。つちはし保育園であれば「みんなでいきる」の職員が全員入る形になる。民間移管後も市の職員として働くことを希望する場合には、市の職員は他のところに異動することになる。ただ、会計年度任用職員で、引き続き移管後の保育園で働くことを希望した場合には、一度市を退職して移管先に採用してもらうことになる。保護者との信頼関係を築く 1 つの場面を作っていけるものと思っている。

【渡部委員】

民間移管という言葉は素晴らしいが、当事者にとって入園料等が上がるということはないのか。保育料等は何らかの規定等によりある程度は決まっているのか。それとも、民間移管後は移管先が料金等を自由に設定できることになるのか。

【保育課 小山課長】

保育料については、実は昨年 10 月より、3 歳以上の園児は公立・私立問わず無料となった。3 歳未満の保育料については、所得に応じて市が金額を決めている。金額については、市が私立・公立共に金額を定め、市が徴収し、市から私立保育園に運営委

託を行っている形である。そのため保育料等については変わりはない。ただ、消耗品や教材の関係で、それぞれの私立保育園の考え方の中で実費徴収ということになった際には、若干その部分が公立と私立、私立と私立の間でも異なってくると思っている。

【鷺澤委員】

北本町保育園からつちはし保育園に移転した際も、詳細な説明や配慮をいただき感謝する。

移転の過程で、当時、つちはし保育園へ通う道路が非常に狭かったため、園児の安全面を重視して、事故等が起こらぬようにとの附帯意見を付けた。現実にもどのように変化したのか分からないが、園児・保護者の安全面は重視され、確保されてきたと理解してよいか。

【保育課 小山課長】

北本町にあった際は、かなり狭い道の先に建物が建っていたため危険な状態であった。つちはし保育園も住宅地の中に建っているということで、送迎の車は一方通行とするルールを決め、安全確保に努めている。道路交通法上は両方向へ通行できるのだが、保護者会の協力を得ながら、通行方向を定めて安全に運営できるようにしている状況になっている。その辺は行政としても十分に理解しており、園の中でも徹底していると思っている。

【太田会長】

他に質問等あるか。

(発言なし)

以上で次第3 議題「(1) 報告事項」の「① 公立保育園の民間移管について」を終了する。

次に次第3 議題「(1) 報告事項」の「② 意見書に対する対応について」に入る。これは前期地域協議会の自主的審議で、令和2年1月に提出した意見書「春日区における冬季の通学路の安全確保について」に関し、今冬より歩道除雪が実施されることとなったための報告である。事務局より説明を求める。

【藤井係長】

春日区地域協議会から令和2年1月14日付で市長に提出した「春日区における冬期の通学の安全確保について」の意見書に関し、道路課より報告があったため説明する。

意見書に対しては、当初、道路課雪対策室より「街路樹の持つ景観や緑陰等の効用

と歩行者の安全確保について、地元町内会の意向を改めて確認し、歩道除雪の実施について検討する」という回答があったが、その後検討が進み、今冬より歩道除雪が実施されることになった。

道路課雪対策室では、春日区地域協議会が意見書を提出した1月に春日山町2丁目の町内会長と協議を行い、地元町内会の歩道除雪の要望を改めて確認したが、当該市道については、歩道幅員が狭く、街路樹もあるため、市が所有する除雪機械では入ることができないという状況であった。しかし、近くの県道の歩道を除雪している県の除雪機械が1メートル幅のものであり、当該市道の歩道についても県の機械であれば入ることができるため、県と協議を行った。その結果、「相互乗入れの協定」を結び、今冬より県が当該市道の歩道除雪を行うことになった。ちなみに「相互乗入れの協定」とは、市と県がお互いの除雪機械を融通し合い効率的に除雪を行う仕組みのことである。

報告は以上であるが、質問等があれば担当課に確認し改めて回答したい。

【太田会長】

これについては、前期の地域協議会で3つの分科会を作って自主的審議を行っていた中で、春日小学校区の歩道除雪がなされていないというか不備がある部分があったため、何とかできないかということで市に協議会として意見書を提出した件についての報告になる。

今ほどの回答のように、今冬より県の歩道除雪機で要望個所の除雪をしてもらえることになったということである。1つの結果が出せたと思っている。

今ほどの事務局の説明についての質問等は、事務局を通して担当課へ質問するかたちになると思う。質問等あるか。

【渡部委員】

自分は交通安全協会関係の仕事をしているのだが、実は全く知らない。立場上、一応把握・確認しておきたいと思うので、例えば、自分が別途説明を受ける、あるいは可能な資料を貰うことはできるのか。

【藤井係長】

昨年度の地域協議会で意見書を出した経過の資料等を渡すことは可能である。また、今ほど説明した内容を、今一度説明することもできる。

【渡部委員】

自分は今期より地域協議会委員となったため、どのような提案がされたのか分からないため、一応、場所等を確認したい。

【藤井係長】

承知した。

【太田会長】

昨年まで担当していた吉田副会長より補足する。

【吉田 実副会長】

今の事案は、自分が安全安心分科会のリーダーをしており、私を中心となりまとめることが出来たものである。

1つ大切なこととしては、やはり地元からの要望をきちんと組み込んで、委員自ら現地視察や現地の寸法を取り、道路課の主張を覆すような案を提案して、今回、何とか実行に至ったということである。今ほど事務局が説明したように、春日小学校の南側の通学路であり、歩道はあるのだが冬季間は道路からの雪が堆積してしまうため、歩道が埋まってしまう。今ほどの道路課の話では県の機械があるとの話であったが、1メートル幅の除雪機であれば街路樹を伐採せずに除雪ができるため、当該箇所の写真を撮影し寸法を取り、現状把握をして検討してきた成果である。安全安心分科会では何ヶ所か危険箇所を摘出し、結果を結んだものが今ほどの除雪である。

それから春日山町の新保商店については、岩木から新保商店に向かって来る左の側道には歩道がなく、冬季間は降雪もあり非常に危険だということを指摘した。たまたま近隣の住宅を解体したため、スペースができて歩道ができた。自分たちが話題にしたこともあって、迅速な対応を取ることができた。

今後、自主的審議に入るわけだが、いかに地元のニーズや問題等を汲むことができるのか。自分たちは自主的審議の分科会で、無償で集まって検討会を行っていた。現地視察も行った。そういった苦勞の結実である。そのため、今後大変かもしれないのだが、地元のニーズを掴むことは非常に大切なことだと思っている。一応、結果を出すことができ嬉しかった。

【吉田 義昭委員】

今ほど事務局より説明のあった意見書に対する対応について、中身がどういったもので、どういった対応がされてきたのかが見えない。先ほどの「公立保育園の民間移管」のように、どのような経過でこうなったという説明がほしい。要望し、改良して

対応できたというが、自分は中身がわからないため、ただ聞いている感じである。このような説明では意味がないと思うため補足してほしい。

【藤井係長】

確かにご指摘のとおり、その時の経過がない中で結果だけを話しても、説明が不適切というか、分かりにくかったと思い反省している。改めて資料を配布したいと思っている。

経過としては、前期の春日区地域協議会では、3つの分科会を設けていた。分科会の1つの安全安心分科会で、冬季の通学等で危険な場所があるとの提案を市に意見書というかたちで提出した。図面等についても、改めて配布したいと思う。

【太田会長】

事務局より、昨年度の安全安心分科会がこの提案に至った経過資料と意見書を添付資料として、次回の協議会にて配布願いたいと思う。

【吉田 義昭委員】

プロジェクター等を使用して、経過や経緯等を説明してほしい。大げさな資料を配布しなくとも、流れが分かればよいと思う。

【太田会長】

プレゼンテーションのようなかたちで説明できればと思う。

他に質問等あるか。

(発言なし)

以上で次第3 議題「(1) 報告事項」の「② 意見書に対する対応について」を終了する。

次に次第3 議題「(2) 協議事項」の「① 地域活動支援事業の募集・審査・採択に係る基準等について」に入る。本年度の審査を踏まえて意見を聞いた「地域活動支援事業の募集・審査・採択」の過程における課題等への対応について、今回より数回にわたって審議し、必要な見直しを行うものである。最初に「1) 本日の進め方の説明」について、事務局より説明を求める。

【藤井係長】

・資料 2-1、2-2 に基づき説明

【太田会長】

今ほどの説明に質疑を求める。

【田中副会長】

グループワークの時間はどの程度とっているのか。

【藤井係長】

一応、60分と想定しているが、10分・15分程度の延長は可能である。それ以上に延びる場合には、改めて別日を設定したいと思う。

【太田会長】

他に質問等あるか。

【吉田 実副会長】

自分なりに考えてみた。今ほどの説明にあった資料2-2の左の項目については、委員からの意見を書き出したものであり、やらなければならないものではない。従来、こういった採択方針等の見直しをするか・しないかという時は、漠然と「あり・なし・変更なし」ということが今までは多かった。今回の審査ではいろいろな意見が出ていたため、それを反映しながら、まずは各項目を見ながら個人的に変更が必要か否かを考え、誰かが「見直すべき」と考えたものがあれば、その変更について議論していくということだと思う。左の項目をいちいち検討しているのは、相当な時間がかかると思う。ある程度は効率よく、項目について変更が必要か否かについて検討し、変更がなければどんどん進めていけばよいと思う。左の項目にこだわって「やらなければならないもの」だと思って進めていくと、すごく時間がかかると思う。自分で想定した結果として、要領よく進めなければいけないと思ったため参考にしてほしい。

【太田会長】

自分からも補足である。

今、3グループに分かれている。事務局からの説明にもあったように、各グループに正副会長が1人ずつ、また前年より引き続き委員をしている委員も1人ずつ入っていると思う。正副会長ではなく、前年から継続している委員が中心になって進めていけばスムーズにいくかと思う。

また、今年地域活動支援事業の審査の中で、いろいろなルール決めも必要との話が出てきたため、それに基づいて、委員の意見を吸い上げて皆で検討するところである。自分も資料を見た中で、全てが記載のとおりが変わってしまうと、自分が提案者であった場合、提案できるのか不安である。これだけのルール決めがされた中で、提案者側として資料を作成して全部提出できるのか疑問である。またルール決めをする

こともすごく大事ではあるのだが、逆にルール決めをしすぎて提案が少なくなってしまう、補助金を活用してもらえなくなるとは本末転倒な部分がある。公平・公正に審議し話をしている中で、自分が提案者の立場になった時、これであれば提案書を作成できる・提案者になれるということも考えながら検討してもらいたいと思う。

【岡本委員】

この後協議することは、基本的には見直しの方向の部分だと思うのだが、資料にチェックを入れていくということでのよいのか。その場合、補助率や金額等、具体的な細かい数字まで入れるところがあるのだが、ここも全部行うのか。

【藤井係長】

もし時間がかかるようであればチェックの部分を優先し、補助率は改めて全体会で検討してもよいと思っている。考え方だけは整理してほしいと思う。

【太田会長】

他に質問等あるか。

(発言なし)

また分からない部分等あれば、事務局または3役、再任の委員に確認しながら進めてほしいと思う。

今ほどの事務局の説明にもあったように、この後グループに分かれ、グループごとに解散するため、先に次第4「その他」の「(1) 次回開催日の確認」を行う。

— 日程調整 —

- ・ 次回の協議会：1月14日（木）午後6時30分～
- ・ 内容：地域活動支援事業の採択方針等の決定
- ・ 会場：市民プラザ 会議室を予定

議題に戻る。次第3 議題「(2) 協議事項」の「① 地域活動支援事業の募集・審査・採択に係る基準等について」の「2) グループワーク」に入る。

【吉田 実副会長】

今一度、進め方の確認である。

まず、司会・進行を決める。そして話し合った内容について、見直しの方向にレ点を付けていく。そして記録の担当者は、理由を記録する。次回に変更した理由を記録担当者が説明する。そのため変更した場合には、記録係は理由をしっかりと書き留めておいてほしい。

【太田会長】

それではグループに分かれて検討を始めてほしい。

- ・ 会議の閉会を宣言
- ・ 閉会后、3つのグループに分かれてグループワークを実施

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 中部まちづくりセンター

TEL : 025-526-1690

E-mail : chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。